

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 許認可等の名称  | 使用の許可の変更  |   |
| 根拠条例等・条項 | 堺市市民交流広場条例施行規則第10条                                      |   |
| 所 管 課    | 都心未来創造 部  | 都心活性化 担当  |
| 審 査 基 準  | 堺市市民交流広場条例施行規則第10条第2項に基づき、正当な理由があると認められる場合は、許可の変更を承認する。 |   |
| 標準処理期間   | 標準処理期間  | 10日（変更による追徴が発生した場合、納入通知書発行から使用料の納付確認までの期間は含まない） |
|          | 標準処理期間を設定できない理由   |   |